

268A



保医第2649号
平成26年11月26日

一般社団法人
沖縄県医師会長 殿

沖縄県保健医療部
保健医療政策課長
(公印省略)

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

みだしのことについて、平成26年11月25日付け医政研発1125第5号で別添写しのとおり厚生労働省医政局研究開発振興課長通知がありますので、送付いたします。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知方宜しく申し上げます。

なお、本通知につきましては、県内病院の管理者あて別途周知しておりますことを申し添えます。

【担当】企画・医事班 伊波 善之

TEL 098-866-2169 FAX 098-866-2714

医政研発 1125 第 5 号

平成 26 年 11 月 25 日

各 { 都道府県衛生主管部 (局)
保健所設置市
特別区 } 殿
地方厚生 (支) 局

厚生労働省医政局
研究開発振興課長
(公印省略)

特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて

再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図るため「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。)が平成 26 年 11 月 25 日に施行されたことに伴い、特定細胞加工物の輸入に係る取扱いについて、下記の事項に留意の上、適正に業務が実施されるよう、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知をお願いします。

記

再生医療等に用いる特定細胞加工物については、法第 39 条第 1 項の認定を受けた外国の特定細胞加工物製造事業者に製造の委託をすることができるが、製造された特定細胞加工物を輸入する際の通関においては、仕入書 (invoice) において、輸入しようとする物品が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき使用される特定細胞加工物である。」旨を明記すること。

以上

